

朝日町同窓会助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町外への転出者にふるさとの良さを再認識する機会を提供し、ふるさととの関係を維持することをもって、Uターンや新たな地域活性化に向けた取り組みを促進することを目的に朝日町同窓会助成事業補助金(以下「本補助金」という。)に関し、朝日町補助金等の適正化に関する規則(昭和58年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 町内の小学校、中学校、高等学校をいう(閉校となった学校を含む)。
- (2) 同窓会 同一の学校の卒業生で開催される親睦会をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、同窓会の代表者とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、学校を卒業した者のうち、満60歳以下の学年等の単位で行う同窓会とし、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 町内で開催されるものであること。ただし、成人式と同日開催でないもの。
- (2) 出席者が10名以上でうち3割以上が町外に居住していること。
- (3) 開催案内文書を送付する際や同窓会当日において、町が提供する資料等の配布及び周知を行うこと。
- (4) 町が実施するアンケート調査に協力し、アンケートの回収率が9割以上であること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が同窓会を開催するために必要な経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 開催案内文書の作成や送付に必要な印刷製本費及び通信運搬費
- (2) 町内の飲食店等に支払う開催経費

(補助金の額)

第6条 本補助金は、出席者一人につき2,000円を限度とする。ただし、出席者の6割以上が町外に居住している者であれば、出席者一人につき3,000円を限度とする。

- 2 町内で飲食を伴う懇親会を行わない場合は、町外に居住している者の割合に関わらず、出席者一人につき1,000円を限度とする。
- 3 補助金の交付限度額は、出席者のうち町外に居住している者の割合が6割未満の場合は10万円、出席者の6割以上が町外に居住している者である場合には15万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
- 4 同一の同窓会への補助金の交付は、一年度に1回限りとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、同窓会の開催予定日の1か月前までに、朝日町同窓会助成事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(別記様式第2号)
- (2) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 補助金交付決定通知書には必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下、「交付対象者」という。)は当該交付決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取下げるときは、朝日町同窓会助成事業変更(取下げ)承認申請書(別記様式第4号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請を承認したときは、その旨を交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに朝日町同窓会助成事業補助金実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(別記様式第2号)
- (2) 出席者名簿(別記様式第3号)

- (3) 出席者全員が分かる集合写真
- (4) 補助対象経費の領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第 1 1 条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知する。

(補助金額の請求)

第 1 2 条 交付対象者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに朝日町同窓会助成事業補助金請求書(別記様式第 6 号)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 1 3 条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。